

一九三〇年代のキリスト教ジャーナリズム

—『基督教世界』の場合—

茂 義 樹

この研究は一九三〇年代をキリスト教ジャーナリズム—その一例として『基督教世界』—を通してみることによって、主として日本組合基督教会（以下、組合教会という）に属するキリスト者が、どのような問題意識をもってその時代に対応していったかを探ろうと試みるものである。もとより信徒数三〇、〇〇〇人あまりの組合教会でもあり、そのなかで『基督教世界』が与えた影響は、社会的には大きいものではなかったが、しかし少なくとも同教会に属する一八〇名余りの教職者のオピニオン・リーダーとして、同教会の代表的意見を集約したものであったことは確実である。しかし私たちは彼らがファシズムや戦争に関わった結果、いかに抵抗し、苦闘したかを見たいと願ったが、予想に反して彼らの苦勞は感じられても、抵抗よりはむしろ、いかに簡単に体制に迎合したかを見る結果となるう。

会衆派教会とジャーナリズムとの関係は古く一八七四（明治八）年創刊の『七一雑報』にさかのぼる。同紙は神戸においてアメリカン・ボードの補助のもとで、今村謙吉、村上俊吉らによって刊行されていたが、一八八三（明治一六）年大阪に移り『福音新報』と改題、さらに一八八六（明治一九）年日刊『大平新報』となったが資金難から二ヶ月余り

で廃刊となった。

一方、東京において、浮田和民、小崎弘道らはキリスト教ジャーナリズムの確立のために警醒社を起し、一八八三年『東京毎週新報』を発刊したが、同紙は翌一八八四(明治一七)年には『基督教新聞』と改題した。警醒社は別に『六合雑誌』も刊行し、思想界に大きな影響を与えた。しかし警醒社は経営難から毎年組合教会より補助を受けていた。『基督教新聞』は一九〇〇(明治三三)年には『東京毎週新誌』と改題する。

一九〇三(明治三六)年同誌を大阪の組合教会本部に引上げ、『基督教世界』となった。したがって号数は『東京毎週新報』以来の数字である。一九三〇年代の編集主幹は田中左右吉(一九三三年七月一三日号まで)、山口一郎(一九三九年四月六日号まで)、西原勇であった。『基督教世界』(週刊、以下『世界』と略称)は基督教世界社から刊行されているが、同社は組合教会の一つの機構であった。一九三〇年代を通し基督教世界社は毎年三〇〇〇円の補助を組合教会から受けたが、同教会とは別会計で運営された。

この時期の組合教会の教勢を一九二九(昭和五)年末で見てもよい。教会は八九、伝道教会九五、計一八四。教職者は牧師一一五名、伝道師六六名、計一八一名。会員数は三一、一六七名(現住会員一七、一五六名)であるが、礼拝出席者数は六、二四二名にすぎない。教会は国内各地の他に朝鮮に五、満州に三、台湾に一、中国に三の教会があった。¹⁾一九三九(昭和一四)年規則を改めたため、教会一六〇、伝道所三七となったが、会員数そのものは余り変化をみせなかった。

一 一九二〇年代後期 一九二七(昭和二)年——一九二九(昭和四)年

いわゆる大正デモクラシーといわれる時代を受けて、一九二〇年代の『世界』の主張も多様性と活気にみちていた。しかし社会的キリスト教等の運動が起る一方で、他方国家による統制と管理の道が開かれつつあった。それらは御大典、宗教法案の提出等のうちに、教界内外に影を落し始めた。

(イ)宗教法案、宗教団体法。これについては既に研究がなされている(参照、笠原芳光「日本基督教団の成立問題」『戦時下抵抗の研究』I、一四〇頁以下)ので、概略するにとどめよう。

明治政府は一八九九(明治三二)年、宗教を掌握する目的で宗教法案を提出したが、翌年否決された。その後一九二六(大正一五)年に若槻内閣が法案提出を発表したが、一九二七年に入り基督教連盟を中心に、超教派的な宗教法案反対運動が起る。『世界』はその動きを逐一報道し、反対論を掲載する。

城南教会牧師和田信次は反対の理由を次のように述べる。一、歴史の異なる宗教を一つの法案のもとで規制することは間違いである。二、政府は宗教の外形を判断対象にするというが、外形は信仰から発したものであり、外形で判断することはできない。三、宗教教師でないと伝道できないというのは、プロテスタントの事情を知らない。四、教団管理者を設けるのは実情に合っていないし、デモクラシーに反する。五、宗教教師の学歴規定は、宗教本来の立場からは不必要である。六、宗教行事の規制の項は監督官庁の当事者の考えで左右され、問題が起る。七、宗教はできるだけ自治的であるべきである。八、今「保護するところ監督あり」に賛成するキリスト者はいない。

同年三月宗教法案は審議未了で終ったが、一九二九年政府は宗教教師の規定をはずし、宗教団体法と名を変えて提出した。ところが前回とはほぼ同じ趣旨にも拘わらず、組合教会理事会は賛成のうえ修正を求める態度をとった。大勢においてキリスト教が、神道、仏教と対等に取扱われることを喜んだ結果である。しかし今回も仏教界からの反対が強し、審議未了となった。

(四) 御大典記念伝道

一九二八(昭和三年)一月の御大典を記念して「全国基督教御大典奉祝式」が同年一月一日同志社大学校庭で行われた。その前後には御大典記念伝道や講演会が東京、京都、大阪等で催される。『世界』も同年一月八日号一面に天皇、皇后の写真を掲載し「奉祝の辞」を掲げ、各界からのアンケートを集め祝意を表した。⁽³⁾

(五) 危機神学

一九二七年『基督教研究』に大塚節治、魚木忠一両教授による危機神学の紹介がなされたのを契機に、その後、年一、二回ではあるが『世界』誌上にも危機神学を紹介する記事が寄せられる。一九二八年、今治教会牧師菅原菊三がアルバート・C・ナドソン (Albert Cornelius Knudson) の「独逸のファンダメンタリズム」と題するバルト神学の紹介と批評を翻訳する。ナドソンは危機神学とファンダメンタリズムとの類似性を指摘しつつ、バルト神学を紹介する。ナドソンは同時にバルトが聖書の奇跡や教会の歴史をどう扱うのか、という批判も掲げる。菅原は後に福音主義の陣営で活躍するが、この時期では紹介にとどめている。

(六) 組合教会

この時期の組合教会の流れで特筆すべきことは、クリスチャン教会との合同である。ただこの問題はきわめて受身

的な問題であって、アメリカ本国において合衆派教会がクリスチャン教会を併合したため、外国伝道局がアメリカン・ボードに一本化された結果の処置である。両教会の合同は一九二九年の第四回組合教会総会（一〇月四日、八日、本郷教会、議長今泉真幸）で承認された。⁽⁵⁾ これによって組合教会は東京、栃木、宮城にある一六の教会、松野菊太郎ら一五名の牧師、四名の婦人伝道師、一、八〇五名の教会員、二九二名の礼拝出席者をえた。⁽⁶⁾ しかし自給教会は麻布教会だけで、組合教会の自給独立路線からみるとこの合同は後退といえよう。

二 一九三〇年代前期 一九三〇（昭和五年）年——一九三三（昭和八年）年

戦乱の靴音とファシズムの前兆の中において、組合教会は社会的福音を旗頭にしながら激動期を迎える。この時期では満州事変が中心的な事柄であるのはいうまでもない。教会は戦乱の早期終結を望んで、最初は批判的姿勢をもってこの事件に関わる。しかし戦乱が長びくにつれて国家に協力していく。しかしこれは教会内部に、戦争体制への積極的協力姿勢があったからである。

(1) 満州事変。一九三一（昭和六）年九月一八日関東軍による柳条溝事件が起り、満州事変が始まった。『世界』はこれを軍部の暴走とし、それを戒める論説を掲げ、組合教会も戦乱終結の決議を行う。

同年九月二四日付『世界』は組合教会本部付牧師、編輯主任田中左右吉の「国民よ興奮を慎め」と題する論説で軍を批判し次のようにいう。「国際上の地位、名誉、又国家の体面の高揚はナポレオン時代の如く武力のみにて保たれるものではない。今日では複雑な外交、国際の関係がある。……(略)……ここに外交当局の苦心がある。……(略)……」

…外交問題について外務当局を差しおいて一部軍人が所謂二重外交的言動を敢えてなすように見らるるは国際場裡に於て如何のものであろうか。憂を国家の将来にのこすなきやを虞るるものである。田中はさらに、国民が自制し、特に敵がい心をそそぐような言動を、政府が取り締るように主張する。

同年一〇月九日から一三日まで大阪教会で第四七回組合教会総会（議長 梶中博趙）が開かれた。席上、柳条溝事件への決議がなされ、『世界』はそれを一〇月一五日号一面に二段ぬき、ゴチック活字で次のように伝える。「我等は兄弟愛の大義に基き日支兩國間の紛争が速やかに平和的解決を告げんことを望む」。そしてこの声明に対して、中華基督教會全国總會（趙議長、ケプラー総幹事）より「我等も貴會決議に対し満腔の賛意を表し申候」という返電を受けた。また中華全國基督教徒大會（趙總主事）からは「此の大なる基督教原則を速やかに政府要路者の承認する処とならんことを切望致すものに有之候。……（略）……我等は滿州國問題に就ての日華の不和を激しき流血手段以外の方法にて決定致したく希望し且つ祈念致し居り候」というメッセージを受取った。

同年十一月一九日号『世界』は発禁処分を受けた唯一の『世界』である。問題となったのは「当今の日支懸案」と題する安中教会牧師柏木義田の一文であった。柏木はここで軍部、政府、世論、教会に対して痛烈な批判を浴びせ、次のようにいう。腕力の強い男が他人の家に上がりこみ、家主が退去を求めるとに男は出ていかない。この場合、今の社会では、双方の信頼する公平な仲裁人に仲裁を求めるのが最上である。従って目下の滿州事変は國際連盟や國際司法裁判所に裁いてもらうべきである。しかし今、國際連盟を動かし、日本の武力解決を黙認させようとする動きが政府、世論、教会にあるのは嫌悪すべきことである。日本の真意は武力で中国側に既定条約尊重を誓約させようとするものである。しかし仮に諸条約を誓約させたとしても中国側の怨恨は深く残るであろう。日本側は滿州の無秩序、

無統制や、中国兵の乱暴を国際連盟に訴え非難している。しかし日本が満州政府を退け無政府状態にし、中国兵を追い払い、至る所で日本兵が乱暴している。これには日本も責任を負わねばならない。国際連盟は世界のために、武力解決に同意すべきではない。

こうした的をえた批判は、この柏木論文以外に『世界』では見うけられない。柏木の時代を見抜き、恐れず直言する態度は注目されよう。しかし紙面には柏木を支援する人はなく、むしろ中国側の排日教育への批判が見られる。同号には満州事変に対する基督教連盟の声明書が掲げられている。声明は次の通り。「我等は満州の事変に対し我等平生の主張たる兄弟愛に依る世界の平和的精神未だ普及せざるものあるを念ひ衷心より自責の感に堪へない……(略)……切に願はくは正義と友愛の觀念深く關係当事者の心を支配し時局速に収拾せられ以て日華間の禍根を一掃し世界の平和を翼保するに至らんことを」。

満州事変に対して、国際世論からの批判を受けても、日本の世論に順応する多くの人たちもいた。上海中日教会牧師古屋孫次郎は「中華民国排日運動の遠因を作るもの」を表わし、次のようにいう。最近古屋が上海でアメリカ人宣教師を訪ねたところ、日本は野蛮国で世界の世論を理解せず、今回の問題を起したが、やがてそれは失敗し、世界から孤立するだろうといい、次の三点の理由をあげた。1、国際問題を武力に訴え、解決しようとするのは時代遅れである。2、日本はこれを日本の地方問題というが、実は日本が国際問題としたのであり、それは国際連盟の干渉となる。3、アメリカは日本の武力侵略を傍観しない。仮にアメリカや国際連盟が中国を援助しない場合、中国はロシヤに援助を求め、それによって中国も共産化するであろう。

この適確な批判と見通しに対して、古屋は日本を誤解していると弁明し、次のようにいう。1、日本は国際問題解

決に當って平和的外交で臨んできたが、中国側が誠意をもって応じないので、最終手段をとった。2、国際連盟が下す公平な判断は、必ずしも日本に不利とならないだろう。3、アメリカ、ロシアとも日本を敵にしまで、中国を支援しない⁽⁹⁾。今後とも日本のキリスト者は国際世論の批判を受ける度に、日本の軍事行動を正当化したこのような弁明を繰返す。

一九三二(昭和七年)に入ると戦乱は拡大を続け、上海に至る。上海事件に際し基督教連盟は、次のような要請を国際基督教連盟(本部、ニューヨーク)に行う。「世界平和を脅威する極東の事態に直面して、日本国際親善基督教連盟は関係各国当局が、自制忍耐し、武力の使用を放棄し以て平和的手段に依る紛争の解決を図らるるよう、連盟本部より関係各国政府に対し懇請されんことを要望す。昭和七年二月九日⁽¹⁰⁾」。さらに四月一五日、基督教連盟は、欧米各国基督教に對する平和への努力を訴える声明と、国内への「時局に關する進言」を發表する。後者は素直な政府批判で、国際的にも評価を受けた。その内容は次のとおりである。「我等は複雑なる国際關係の現状に鑑み、動もすれば我邦の国際間に於ける道義的信任が傷つけられんとし、且国際連盟の違約者たるかの如く目せらるる傾向を憂い、斯かる疑惑が速やかに一掃せらるるに至らん事を望み、我が当局において更に周到適切なる措置を取られん事を希ふ。我等は之がため、我が当局が、国際連盟の規約、九ヶ国条約並に不戦条約を尊重する我邦の態度を、一層明確に内外に對して開明せられ、且その精神に基づきて、日華間の紛争を速に解決せられん事を希望す。昭和七年四月一五日。日本基督教連盟常議員會⁽¹¹⁾」。こうした声明を發表させた力は、国内のキリスト者の良心と世界各国のキリスト者の激しい抗議であつた。特にアメリカの世論は強硬で、この年宣教師引上げ論までで、日本の教会は困惑する。

同年六月二三日付『世界』は一面論説に「滿州國承認問題」と題する田中左右吉の論説を掲げる。ここから『世界』

の論調は戦争協力へ一転する。田中は、日本が満州を中国から分離したのではなく、日本が軍閥的横暴に苦しめられた良民を救ったと述べ、力ある国家日本が、力弱い国家満州を援助するのが国際道徳であり、基督教の徳であると述べる。ここには侵略への反省などみじんもなく、国際世論を忘れ、軍部の宣伝に追従する姿勢しか見られない。

(ロ)社会的関心。この時期の教会は「非常時」という宣伝に拘わらず、満州事変を対岸の火災視して、国内の一問題と考えていた。『世界』に見られる主張も、政策に対する批判、社会的福音の宣教と論争、反共、反ファシズムの主張など、多くに関心を示している。この中には新伸保主義の名で教会が社会的指導権をとろうとする意欲も示されていた。

一九三〇年三月二〇日付『世界』は「新教内に狂う旋風」と題して、田中左右吉が論説を表わす。旋風とそれへの対応は次の三つである。第一は近代合理主義精神による信仰の動揺であり、これに対しては急がず、勇気をもって宗教的信念をつかみたい。第二は社会的福音による倫理的行動であり、これは福音主義との対立があろうが、倫理的に特長をもつプロテスタントとして、深い洞察と社会的良心をもって臨みたい。第三はプロテスタントの分裂から合同への努力である。

この時期の『世界』の紙面は社会問題に対する一般的関心は高く、特に失業問題や軍事費に関心をもっている。その中で、失業者に社会保障のない点を指摘しているのと、ソーシャル・セツルメントへの関心を呼びかけているのが目につく。¹⁸⁾

同志社大学教授竹中勝男は、一九三二年二月一九日号の「この予算この議会」と題する論説で、同年の軍事費が軍縮を約したロンドン条約の締結にも拘わらず、前年の二九%に対し二八%と、僅か一%の減額にすぎないと批判す

る。また次年度の新規事業承認額に至っては、行政費三五・五％、軍事費六三％に対し、社会事業費一・五％であることを指摘する。そして失業者の救護法が財政難を理由に施行されていないのは欺瞞であり、キリスト教徒がこの予算と議會を黙認してよいかと反問する。また田中左右吉は同年六月四日号で、軍事費比率がイタリヤ二四％、フランス二二％、アメリカ二二％、イギリス一三％に比べて日本が二七・七％という清瀬一郎の調査を引用し、どうして軍事費にこうした高額を費やす必要があるかと批判する¹⁴。

一方、日本共産党の結党と検挙に対して、教会の共産主義への警戒もきびしい。一九三〇年一月から二月に渡部一高「マルクスは宗教を如何に見るか」¹⁵（五回連載）ではマルクス主義の反宗教性について述べる。一九三一年一月から二月の高瀬無絃「労農ソヴェット連邦に於ける戦闘的無神論者同盟の中央情報局」¹⁶（三回連載）ではソ連の反宗教運動を紹介する。同年三月一九日付『世界』では多聞教会牧師、『世界』主幹今泉真幸が「マルキシズムの批評に就て」と題しマルキシズム研究と批判の方法について述べる。また同年九月から十一月には平安教会牧師山口金作が「マルキシズムの理解及び批判」¹⁷（八回連載）でマルキシズムを簡単に紹介する。また四月から一〇月まで二二回にわたって、トルストイの娘、ア・トルスタヤ著、小西増太郎訳「労農治下の基督教会」を連載し、ソ連の宗教弾圧を紹介する。¹⁸同年一〇月には神戸教会牧師佐藤健男が組合教会教師会で発表した論文「マルキシズム宗教論における二、三の問題について」を掲載し、マルキシズムの宗教論の紹介と反論をする。¹⁹

一方、水平社が差別社会の原因の一つを、真宗の諦念にあると見て、反宗教運動を展開したことに非常に敏感に反応する。鳥取教会教師前田彦一は「反宗教運動と我等の神学」²⁰を表わし、ニュースとして「日本反宗教同盟が全国農民組合に飛ばした檄文より」²¹等が報せられる。しかしいずれも反宗教という言葉に對し否定的に反応するだけで、

その真意である部落差別問題にはふれられていない。

一九三二年には反ファシズムを訴える論説がみられる。同年五月、田中左右吉は「ファッショ運動に対する吾人の態度」と題し次のようにいう。今、日本では国家社会主義というファシズムが、社会主義的仮面をかぶって登場しつつある。それは国民の利益とその生活を守るように見せかけ、事實は資本家による独裁政治である。こうした国家的利己主義は世界の憎悪と怨恨を招き、平和と幸福を乱す。またファシズムの独裁政治は人格の尊厳、自由の意志、平等の精神を破壊する。⁽²³⁾

同年八月、奥村龍三は「ファシズムと云う思想」と題する論説で、ファシズム批判のあと、次のように述べる。過去日本のキリスト教は、日本国民を狭い国民意識、偏狭な愛国心より、広い人類的宇宙的な真の人間の教養を与えようと努力してきた。個人を国民意識へ、国民意識より民族意識へ、民族意識を世界人意識へ、さらに神の子の意識⁽²⁴⁾まで引揚げる神の国運動こそ最善のものである、と述べ「其の陰惨な沈黙の時機は近くに来りつつある」と結んでいる。⁽²⁵⁾ 教会は共産主義とファシズムの脅威に対して敏感であったといえよう。

い) 神社問題、教会合同。

一九三〇年政府は神社神道を他宗教以上の位置において、その超宗教性、国家宗教性を確立させる意図をもって、神社制度調査会をつくった。『世界』は「神社問題に就て真宗各派の声明書」(二回連載)を報じたうえ、⁽²⁶⁾ 今泉真幸の「真宗各派の声明書を読みて」という論説を掲げる。⁽²⁷⁾ ところがこの真宗声明も、今泉の主張も、神社は宗教でないという政府の政策に対し賛意を示すのである。渡瀬常吉は「神社問題の一断案」を寄せ、もし神社を非宗教と認めて国有化すると神官は官吏となる。従って彼らには宗教的行事宗教的宣伝をさせてはならない、と主張する。⁽²⁸⁾ またプロテ

スタント教会、諸団体連名で「神社問題に関する進言」が発表された。これも政府が神社を宗教でないと決したならば、祭祀祭式の宗教的内容を取除き、祈祷、祈願、神礼、護符の授与、葬儀等、一切の宗教的行爲の廢止を訴えている。⁽²⁷⁾ こうした条件づけが、当時の教会としてとりえた「最後の抵抗」であった、と海老沢亮は『日本キリスト教百年史』に述べている。⁽²⁸⁾ もしこれが時間的意味の最後の抵抗ならば、教会は余りにも早く政府に対応したことになる。

合同問題を述べる前に、神の国運動（一九三〇—三二年）にふれねばならない。一九二八年全国基督教協議会主催の共同伝道が行われた翌年賀川豊彦はより強力な伝道の全国的展開を提案した。この提案を基督教連盟が受けて、一九三〇年から「祈れよ、捧げよ、働けよ」を標語とする、神の国運動と名づけられた伝道が行われた。『世界』の紙面には、各地の神の国運動が、多くの聴衆を集めて大成功であるとの記事を掲載する。統計によると三ヶ年で九三の神の国運動地方委員会が生まれ、四、一〇二回の大小集會が開催され、聴衆八六三、〇〇〇人、求道者四五、〇〇〇人⁽²⁹⁾ えたと録されている。日本全国のプロテスタント教会が一致して長期の伝道に当った例は、この神の国運動だけであろう。こうした運動の中から、教会合同論が教界の一部に生まれ始める。

これより先、一九二八年基督教連盟は特別調査委員会を設け「日本基督教諸派合同基礎案」を作成し翌年各派本部に、これにもとづいて合同問題を検討する委員の選出を求めた。委員を送ったのは日本同胞教会、日本聖公会、日本組合教会、基督教會、日本同仁教会、日本福音教会、日本美普教会、日本基督教會、日本メソジスト教会、基督教友會、バプテスト教会、福音ルーテル教会の一二教派であった。組合教会は委員として今泉真幸、靈南坂教会牧師小崎道雄らを送っている。一九三〇年委員会（委員長山本秀煥、書記海老沢亮）は試案を発表するが、一部未定のかっこ付きで次のようなものであった。「一、名称。本教会は日本基督（公会）と称す。二、信条。（我等は公会が伝へたる使徒信

經、ニカヤ信条等に基づき左の大綱を定む。我等は天地の創造者、全能の父なる神を信ず。我等は其の独子、我等の主イエス・キリストを信ず。我等は聖靈を信ず。我等は聖なる公同教会、罪の赦、永遠の生命を信ず。三、聖書。我等は救の要道信仰生活の基準として聖書を奉ず。四、聖礼典。我等はバプテスマと聖餐の二礼典を奉ず。五、政治。我等は立憲的体制に基づきたる(歴史的管理者を承け)各公会の自治発展を図り、以て公会存立の目的を成就せん事を期す⁽³⁰⁾。合同委員のひとり、小崎道雄は一九三二年二月一日付『世界』の論説「教会合同に就て」で信仰の一致と教会の一致について述べ、教会合同の四点をあげる。1、日本には教派存続の理由となる歴史がない。2、現教派の存立理由である独自性が存在しない。3、現今の左右両方面の思想に対決するには、一致団結が必要となる。4、現在海外からの援助が減額されている時こそ、日本人の力を一つに結集する必要がある。さらに各教派が、神の国運動のような共同伝道を行うことが、合同への手がかりとなる、と説く。こうした自主的合論も一部に存在していたのは注目されよう。

(二) 社会的福音主義

この時期は社会的基督教ないし社会的福音がもっとも華やかな活動をした時といえよう。一九三〇年はこうした運動が百花斉放の感を呈し、一九三一年には福音主義との論争さえ見られる。しかしそれ以降は徐々に自由な思想は制約を受けるようになる。

一九三〇年夏、東山荘に於ける、日本基督教青年会同盟夏期学校は研究会設置の宣言を発表する。それはマルキシズムによる学生運動を批判し、基督教理論にもとづく積極的な活動を行うためであった。宣言文は次のようにいう。「今や国内経済組織の行き詰りは必然的に資本家対労働者、地主対農民、階級対階級の幾多の困難なる問題を展開

し、百万を越ゆる失業者群を街頭に投げ出し、学生層に於ける就職難及び其の他の多くの問題と共に逼迫せる社会状態を現出するに至った。……(略)……我等基督者学生青年は従来の個人主義的基督教イデオロギーを以てしては、到底此の難局に処する事の不可能なる事を確信するに至った。依って我等は観念的救済にあらざる新しき基督教的立場に立って身を以て此の難局に当らん事を誓う⁽³¹⁾。

この宣言に対して浪花教会牧師芹野与太郎は、この宣言文の学生は、神と個人との関係において多くの賜物もっているようであるが、兄弟愛を知っていないと皮肉⁽³²⁾。また丹後教会伝道師備前長治はS・C・Mの新しいキリスト教的立場とは何かと質問する⁽³³⁾。

それに対して神尾信生は「をさばる・びぜん氏に答ふ」と題して反論する。神尾の教会批判の要点は、現代のキリスト教が指導原理をもたず、救済を観念的にしかとらえていないからだという。そして新しい基督教的立場はイエスを真に活かす立場であり、聖書にもとずき現代の社会生活を科学的に認識し、現代教会の内在的批判の中に生まれる立場だと説明する⁽³⁴⁾。また宮田(豁也)の署名入りで日本基督教青年会同盟から「基督者学生青年の方向転換」と題する解答が寄せられる。それによると、現代の資本主義社会は、人間の反社会的な心情が制度化され、そこに多くの罪惡を生んでいる。しかし教会がなお個人の問題のみに没頭し、個人的問題の解決で神の国が実現すると叫ぶのは、アナクロニズムに他ならない。「我等の叫ぶ所は個人の問題よりは寧ろ社会の問題の解決の鍵を『イエスに見出せ』である。我等の立場の中心眼目は、過去の神学―古き科学や哲学思潮と結びついたり束縛せらるる事ではない。それは愛と正義の支配する神に於ける共同社会実現の信仰であり、またそれへの努力である⁽³⁵⁾」。こうした社会問題へのアプローチは社会的福音においても説かれる。

一九二〇年代に危機神学の紹介をしていた菅原菊三は「福音主義」という題で一文を表わし、社会的福音を攻撃する。菅原は人格主義に立つ神学を人間中心主義として批判し、福音とは財貨、智力、人格等すべてを棄て、ただ信じ、ただ従うところにあるという。「まだ自ら立てりとなす能力に執着して居る所には、イエスの福音は生きて来ない。現代を生かす途は、先ず現代を棄てて真の福音に生きるにあります」⁸⁶。

菅原の主張に対して番町教会牧師大下角一は「福音主義に対して―菅原牧師に問う―」（四回連載）と題して次のように反論する。第一に菅原は一切を棄てて福音によってのみ生きるというが、イエスの語られた意味は人間の能力、人格等によっては救われず、ただ信仰によってのみ救われるということである。少なくともイエスは、聖書を読み、教会に出席し、献金を献げることが意味しなかった。福音主義は神の恩寵と恵みを瞑想し、ただ祈り、神に救われるのを待っているように思える。信仰は愛の神と協力して、愛を実現することであり、神の国を建設する目的をもつ⁸⁷。第二に菅原は人格主義が人間中心であるというが、もし人間の救いのために神にすがることが人間中心というならば、福音主義も人間中心である。第三に社会的福音とは社会改造とか社会理想主義といった人道的な運動ではない。真の神中心信仰は、ただ口先のことではなく、神の精神に従順なことである。社会的福音を信ずる人は、神はこの宇宙において愛を実現しようとするプロセス、精神、力であると信じ、愛を実現するために神と協力する。それは社会奉仕ではなく、愛を「自由な創造的人格の実現、或は価値の増加と生命の豊富を計り得る関係、階級、有機体的組織と見る」。個人は社会との相互作用によって成立する。だから個人を救うには、社会的組織を救わねばならない。社会的福音は自由な人格の完成のために、共同社会、或は神の国の建設を目的とする⁸⁸。

この大下の主張に対し、平野教会伝道師青山武雄が福音主義の立場から疑問を投げかけ、またオペリン大学留学中⁸⁹

の菅原は再反論する。しかしその内容は乏しく、自分はバルト主義の立場に立つ者だから、君には福音主義は分かる筈がなからう、もっとパウロを研究せよ、といった調子のものである。また社会的福音は観念論に捕われ、空想ばかりで、彼らは人間の本质を知らなさすぎると批難する。そして仮に今のまま神の国が実現しても、また人間性の悪が出るだらう、⁽⁴⁰⁾という。

これに対し大下は「私の立場―菅原君に与ふ」を記し反論する。大下は自らをシカゴ神学校のワイマン (Henry Nelson Wieman) の弟子であり、彼はホワイトヘッド (Alfred North Whitehead) の影響を受けている、と述べる。そして危機神学の書物は一通り読んでいると弁明の上、次のようにいう。罪とは、愛の実現を妨げるもの一切を指す。個人の罪の救いのみを説き、この世に愛の実現を否定する教えはイエスの教えに反する。それはブルジョアジーにとつて好都合である。しかし社会的罪に悩まされている人人は、その悩みから救われようと努力する。この努力は生命である。この生命の原動力が神を見出す。そして希望が与えられる。そして大下は聖書の愛の戒めを列挙し、菅原の解釈を問う。⁽⁴¹⁾こうした論争はその後には見られないが、大下、菅原とも引続いて、危機神学の紹介、批評について多くの貢献をする。⁽⁴²⁾

三 一九三〇年代後期 一九三四(昭和九)年―一九三九(昭和一四)年

「非常時」「日本精神」「時代精神」「尊王主義」そして「八紘一字」等がこの時期の日本社会と教会の合言葉である。自己保身をもくろむ教会はファシズムの嵐の中に自ら身をおき、国民精神を鼓舞する一役を担おうとする。この

時期の歩みは年を追って見ていこう。

(イ) 一九三四(昭和九)年

前年から「日本精神」という言葉が使われる。ナショナルリズムが教会の正門から押入る。山口金作の論説「日本精神の意義」によれば、日本精神は神武天皇が日本を治めようとした精神である。それは神の命令に従うという敬意の念と新しい国への希望と全民族一致の精神である。近代において日本は西洋文化を受入れたが、日本民族は伝統精神を守ると共に、謙遜寛容の民である。ただ日本民族の欠点は感激性の強いことであり、これは大いに戒めねばならない。⁽⁴⁵⁾この論説にはキリスト教はまったく関与しなくなる。

今泉真幸は「歴史の尊重」において次のようにいう。キリスト者は一方において歴史を重んじ、他方において歴史を打破せねばならない。だから日本の古典に対して大胆な批評を下し、ある人人から国賊といわれてもやむを得ない。けれども「自国の歴史に興味を有ち、我等の祖先が国を建て国を造って今日迄に至たる苦心惨憺の事蹟を思い、祖先の精神、目標、理想に対して多大な尊敬仰慕を感ずべきである」。そして神武天皇の東征とアブラハムの旅との類似性を説く。⁽⁴⁶⁾これではどこに「歴史の打破」があり「古典に対する大胆な批評」があるのか理解できない。一方札幌教会牧師椿真六の「日本精神と基督教。両者根本の同一」はむしろ日本の古典の神観と聖書の神観を正しく比較し、両者の違いを捕えている。⁽⁴⁷⁾

同年組合教会は四月の社会奉仕日に当り、懸賞論文を募集した。一等に入選したのは神戸教会副牧師佐藤健男の「現代世相に対する基督教会の社会的使命に就て」(三回連載)で、社会的福音の立場から教会の社会的関心を呼びさまそうとするものであった。佐藤は社会情勢の分析後、基督教連盟の社会信条を紹介し、隣保事業、医療事業、協同組

合、カウンセリング、社会事業等の必要性を訴える。しかし社会的福音の活動もこの時点までで、後は社会事業のほかはその主張も活動も余り見られなくなる。

芹野与太郎は「基督者の良心」と題する論説で、ドイツのユダヤ人排斥運動を取上げる。芹野はユダヤ人排斥がキリスト教精神に反すると判断したマールブルグ大学や、カール・バルトについて紹介し、キリスト教的良心がドイツで生きていると喜ぶ。そして結語で、「我が国基督教界内に於てこの基督教的良心の敏感ならん事を切望して止まない」と述べるが、すでに紙上から戦争や政府への批判は消え去った後であった。

(回)一九三五(昭和一〇)年

この年になると「日本精神」に加えて、「犠牲精神」「時代精神」ということが説かれる。また組合教会もアメリカン・ボードの援助の減額から、体質の改善が求められる。

駒沢教会牧師宮沢六郎は「試練の前に立つ教会」と題し、組合教会が会員数で四位である事實は、不振の一つの証明であるとして、次のようにいう。その原因の一つは固有の神学がないことで、新しい思想が入るとすぐに順応する。例えば、オックスフォード運動、社会的キリスト教、バルト神学、日本の神学、神道的キリスト教等への傾斜である。第二に牧師が自己の務を誇ったり、無条件的献身をせぬこと故である。第三には教会が余りにも事務的となり、牧師と会員との精神的信頼関係が、内面的に崩壊していることをあげる。きわめて素直で具体的な現場からの発言である。

しかし指導者たちは、なお日本のキリスト教を目指して進む。今泉真幸は「犠牲精神の礼讃」と題し、兵士の犠牲的精神に礼讃をささげようと呼びかける。同年八月政府が国体明徴の声明を出したとき、山口金作は「国体明徴と至

「誠奉公」と題し、その声明を異議なく受入れ、その精神の發揚に協力を誓って次のようにいう。「私共の期するところは、我が国民全体と共に、至誠奉公の実を全ふせんことである。学説によらず、教義によらず、況や圧制などによらずして、各自の信仰と良心に基き、国家を愛し又万国に比類なき我が尊き皇室の御權威に服せんとするものである。……(略)……同時に私共の反省せねばならぬことは、あくまで敬虔の態度を以て国家及皇室に対し、而していささかの不謹慎、不真面目のこのことなからんことである。神様が生を此国につけしめ給うた御摂理の程をかしくみ、誠意誠心此国の使命に忠ならんことを期せねばならない」。これは日本のキリスト教よりも、ナショナリズムそのものともいえよう。キリスト者であるならば、むしろこの声明のもとになった美濃部達吉の天皇機関説への言及があつてもよいと考えるのは、無理であらうか。

一方同年、組合教会理事長、神戸教会牧師鈴木浩二は「指導上時代精神を如何に取扱うべきや」と題して講演し、冒頭「今日、お互牧師は真に難かしい時代に生れ合せたものである」と述べる。鈴木はサラリーマンや商工業従事者たちが、いかに希望のない毎日を送っており、彼らが社会変革を願っても政府はそれを許さない、と時代を語る。「その上、社会には言論の自由なく、国策の前に一切沈黙を守って行かねばならぬ重苦しい空気が支配している。茲にビジョンを見る宗教家があつても、預言者の如くそれを語り得ない。学校教授や社会評論家の中には論じ度い事があり、指導を与へ度い事があつても、官製のラベルを貼られない限り、語る自由は与へられない」と正直に当時の情勢を述べ、指導者としての良心的苦悩を語っている。これは組合教会總會の際に牧師対象の教師会で述べられたもので、かなり大胆に時代を批判したといえよう。そのため「世界」では「禁転載」となっている。

同年六月一日から一五日、神戸女学院旧校舎で開かれたアメリカン・ボード宣教師による日本ミッション年會は

事実上の解散決議を行う⁽⁸⁴⁾。これによって、新たにアメリカン・ボードと組合教会の協定締結が、第五一回組合教会総会（一〇月五—九日。本郷教会。議長鈴木浩二）において承認された。協定文によると、宣教師は組合教会教職者となり、宣教師の派遣、休養、任地等は組合教会理事会で定める。一方ボード側は宣教師の費用一切を負担する⁽⁸⁵⁾。協定はこれらの内容を骨子としたもので、ボード側は決定権一切を組合教会に移譲した。これは組合教会の自給論の主張に則り、宣教師側の決定が日本教会の主体を侵すという明治期以来の主張を容れるものではあった。しかし事實はボードの財政悪化に加えて、日米関係が險悪となったため、近い将来の宣教師の引上げを予想し、それに対応した処置であった。

(ハ) 一九三六（昭和一一）年

前年に較べて紙面でその熱狂性はやや緩和されるが、『世界』の編集員たちは国家主義の宣伝に努める。山口金作は「国民主義と基督教」と題する論説で、ナチズムに妥協したドイツ教会の例を悪しき例とあげたうえ、「日本的基督教ができてゐるやに伝ふ。私共に其が如何なるものなるかを知らぬ」と開き直る。そしてもし日本的基督教があるとするならば、それは外国の思想、習慣より離れ、日本人として基督教を信ずるといふ意味ならば、日本人キリスト者の先輩が当初から意図して来たところである、と述べる⁽⁸⁶⁾。日本とキリスト教が結合されているにも拘らず、ドイツ教会を批判する理由が不可解といわざるを得ない。

今泉真幸は「対外硬」（対外強硬論）と題する論説で、外交において軍部が強硬で、外務省が柔軟な姿勢であることについて、柔軟姿勢即ち平和であると考えるのは間違いであると説く。むしろ今のやり方では必ずしも軍部の姿勢が対外硬ともいえない⁽⁸⁷⁾、と軍部援護論をぶつ。

小崎道雄は「現代国際情勢と基督教の責任」と題する説教で次のように述べる。元来日本精神の神髄は、明治天皇の歌「四方の海みな同胞と思う世になぞ波風の立ちさわぐらん　よきを取り悪しきを捨てて外国に劣らぬ国となすよしもがな」に忠実な事である。荒木陸軍大将によれば「武士道の真精神は平和実現であつて弋を止むというのが武の字の如くである」というが。これは聖書の「幸福なるかな平和ならしむる者、その人は神の子と称えられん」と同じ精神であると、述べる。⁽⁸⁸⁾

社会的福音グループの活躍は、僅かに佐藤健男の「新興国家の反宗教政策」(二回連載)と題する論説にみられる。佐藤が標題から意味するのはスペイン、メキシコ、トルコ、ソ連の状況ではあるが、或いは日本の情況との類示性を示したかたのではないだろうか。「基督教は神中心の信仰に立つ。人間に徹底的な自己否定を要求するのである。だが不思議なことに、正しい文化的な活動は、この信仰によって始めてその基礎を与へられるのである。文明国の多くの人が宗教に無関心な態度をとることは、宗教にも責任があらうが、それらの人々の精神的な浅薄さが先ず警告されねばなるまいと思はれるのである」⁽⁸⁹⁾。こうした言葉は為政者のみならず、組合教会の指導者たちこそ聞くべき言葉であつた。

この年の第五二回組合教会総会(一〇月九―十三日。大阪教会。議長今泉真幸)では組合教会規約修正案を、翌年よりの実施を条件に可決した。中心になる部分は次の会長制である。「第四三条。本会に会長を置く。一、会長は本会を代表し、総会及び理事会の決議に基き会務を統理す。二、会長は理事会及部会長会を招集し其議長となる。三、会長は職務上理事の資格を有す。四、(略)五、会長の任期は二ヶ年とし其就任を翌年一月一日とす。六、会長欠員となるときは理事会に於て補欠選挙を行ふ。但其任期は前会長の残余期間とす」⁽⁹⁰⁾。

この規則には会長の職務権限について。それに関する規定がないので定かではない。しかし『世界』の報道からでは、従来ばらばらであった教会を一つの連合体にまとめ、組合教会という全体教会を構成するための統轄者として、会長を置くものである。それによって政策や人事や財政も円滑に進むと考えられた。これは従来の組合教会の立場からは大きな転換であるが『世界』には会長制に関する記事が一つあるだけで、正面きってこの問題を論じない。原案さえ掲載していない。説明の中には「現代の時流に適合するため」とあるが、政府の宗教統制の先取りであるといえよう。かつて宗教団体が提出されたとき「教団の管理者、一名をおく」となっていたので、将来の宗教団体の成立を予知して、会長制をとったと考えられよう。その年、同時に人事に関して、「日本組合基督教教会教職銓衡規程案」も上程されるが、次年度まで保留となる。これは会長、総務理事、銓衡委員三名から成る委員会、次の場合に牧師人事を行おうとするものである。「一、教職より新任又は転任の要求ありたる場合。二、教会より教職更送の希望ありたる場合。三、部会より教職更送の必要を認め交渉ありたる場合。四、銓衡委員に於て教職更送の必要を認める場合。」この案件も従来の各個教会の招聘制度からは大きく変質したものである。

批判は九条教会牧師菅原菊三によってなされる。菅原は「コングリゲーションリズムの再認識」と題して、こうした規則の改正や上程は教派の本領喪失と批判し、次のようにいう。「統制」事は現代の流行であるけれども教派の持つ「独自性」を放棄までして、時流に迎合せねばならないものだろうか。そしてコングリゲーションリズムの立却点は、次の三つであると指摘する。一、主キリスト以外何にも外的支配を仰がぬこと。二、全体教会としての組合教会はワンチャーチ (one Church) ではなくチャーチス (Churches) である。個々の教会はキリストの体であるが、本部は事務所にすぎない。三、組合教会の主義は新約聖書の教会観に合致する。組合教会の機能強化のためには、本部

と伝道団との二つを持てばよい。⁽⁶⁸⁾この発言はコングリゲーションリストとして、当然の発言であった。

この菅原の批判に対して南大阪教会牧師大下角一が「組合教会主義の意味とその将来に対する意義」(四回連載)を發表し反論する。大下は時の流れにならうことはむしろ好ましいと、次のようにいう。今日の組合教会の行き詰まりはデモクラシーの欠陥、即ち極端なる個人主義による。それを正すための集合主義を採用することによって、組合教会がその使命を達成する、と述べる。そして大下は菅原のコングリゲーションリズムの立却点を反論し、主キリスト以外何物にも支配を受けぬというのは、信仰の問題であり、教会政治と無関係である、という。第一に組合教会の自由平等は、人間に対する自由平等であるよりも、神の前におけるそれであり、これはプロテスタントの信仰の根本であって、組合教会独自のものではない。第二に組合教会の自由独立は、相互的自由独立でなければならぬ。アメリカの州と政府の関係のように、組合教会は個々の教会であると同時に、全体の教会である。従来組合教会が個々の教会の絶対的自治性の主張ゆえに、全体の発展を妨げ、自らも萎縮した。また牧師招聘という「重大問題を個々の教会の絶対的自治に委すべきものであろうか。私は組合教会全体の発展のためにこれを統制すべきだと信じて居る。」⁽⁶⁹⁾

コングリゲーションリズムの見解は、菅原の主張で明らかにされており、大下説は強引な解釈であり、真のコングリゲーションリストの発言ではない。これが大下の本心かどうか不可解だが、時の組合教会の神学として、体制擁護の発言といえよう。

(二) 一九三七(昭和一二)年

この年七月蘆溝橋事件が起る。日本基督教連盟は非常時局に関する宣言⁽⁶⁸⁾を發表するが、同時に皇軍慰問事業実施案を發表する。内容は慰問使の派遣、五〇、〇〇〇個の慰問袋の發送、そのための一〇、〇〇〇円募金である。これによ

って教会は軍部を積極的に支援する体制に入る。組合教会は直ちに一〇、〇〇〇個以上の慰問袋、八、〇〇〇円の基金を集めを受持つ。

兵庫教会牧師長谷川直吉は「暴力の行使と基督教」でイエスの宮清めをあげて、イエスがある程度まで暴力の必要を認めた、と云い戦争を正当化するに至っては、塩の味を失ったキリスト教としかいいようがない。しかしまだ不満足なナシヨナリストもいる。渡瀬常吉は「時局と基督教」と題し、時局へのより積極的な対応を説く。また岩井義男は「我が基督教会が此の時局に際会し黙然として為すなきは吾人の諒解に苦しむ所である」と述べ、日清、日露戦争の出征兵士の見送り、傷病兵慰問をなつかしみ、それらの実施をせまる。

七月、文部大臣は宗教家に挙国一致運動の展開を要望、八月、同宗教局長は国民精神総動員につき宗教家の奮起を促す。これによって教会にも神社参拝が要請され、それは同年の組合教会総会でも承認される。

一方、世界の教会からの中国の戦禍、特に八月に起った上海事件への批判、抗議に対して「世界各国に在る基督教指導者への開書」が、基督教界四五名の連署で発送される。内容は政府のいい分そのまま、日本は近代中国建設のために努力したが、不幸な事件が相ついで起り、全面戦争に至った。「事変に到り我等は斯の歴史大勢の推移の前に唯呆然として上よりの試練と審判とに俟つの外、その途なき立場に置かれたるを歎かはしく感ずる者である」。しかし中国政府の毎日抗日政策は日本の国是を脅威し、危機に落し入れるものと判断し、防衛に当るのである。しかし「日本軍は軍事施設以外のものを攻撃目標と為すが如きはあり得べからざる所と信ずる」。しかし、この戦時態勢は一時的な異常な事態で、必ず親和協調し国交が回復する。その時こそが、キリスト者の奉仕の時である、という。国家体制の脅威の前になすすべのないキリスト教界の情況が浮び出される。

この年、第五三回組合教会総会（一〇月八―一二日。岡山教会。議長今泉真幸）で、前年選出が決められていた会長に西尾幸太郎が選ばれ、教職銓衡規定も通過した。一〇月二四日、西尾は財務委員長阪田素夫と共に上京し、京浜地区組合教会教師会で挨拶する。西尾はその中で、教職の人事問題を重要視し、移動を円滑化することと、多くの教職を満州、朝鮮、中国に視察旅行させるための資金を募ること、満州、朝鮮、台湾伝道を拡張したいこと、大都市に伝道を中心すること、地方教会の自治の充実を計りたい、と施政方針を述べた。⁽⁷⁰⁾

(注) 一九三八（昭和一三）年

前年選出された西尾会長ではあったが、二月、誤謬による憲兵隊取調べ事件が起り、西尾は会長を辞任する。『世界』の報道によれば、二月一四日大阪中之島、中央公会堂で講演会が開かれた。会は菅原菊三の司会で、奏楽、開会の辞、君が代二唱、聖歌隊合唱ののち、西尾幸太郎の「試練に直面して」と題する講演が行われた。講演中ヤジがとんだが、その結論近くで「明治天皇の御製奉誦に当り、予て用意された原稿を手にせられた処眼鏡の調子悪しく誤謬し奉ったので同氏は恐懼し、直ちに一段と声を落されて『畏れ入りました、老眼の為に……』と拝謝し瞑黙の上、続いて講演せられた」。また続いて小山憲佐中将の「日本軍人と信仰生活」の講演があり、その後大阪教会牧師島中博の「北支に使して」の講演の後、祈祷、愛国行進曲斉唱で講演会は終了した。しかし翌一五日、西尾、小山両名が大坂憲兵隊に任意出頭を求められ、取調べを受けた。西尾は会長のほか同志社理事、同志社大学神学部講師の職を辞任して責任をとり、一方小山は陳謝によって、問題は解決した。⁽⁷¹⁾和田洋一教授によると、西尾が同志社の次期総長になるといふ風説があり、それに反発した同志社校友がナショナリストが、会場で騒ぎ立てたため、この事件となったという。⁽⁷²⁾しかしこうしたことが問題になる事自体が、時代の異常さを感じさせる。小山も上官侮辱罪で問われたが、前

年来同じ講演を各地で行い、大要は『世界』にも掲載され、その内容は周知の事実であった。それにも拘わらず取調べを受けたのは、この年から特高による宗教視察が強化された結果であり、言論の自由がより一層せばめられた証拠であった。

西尾の会長辞任に伴い、組合教会理事会は補欠選挙を行い、畠中博を新会長に選んだ。

三月、文部省宗務局は神道、仏教、キリスト教の三教代表者を招き、宗教協議会を開催した。木戸文部大臣の挨拶の後、次官から、1、国民精神総動員に関する件、2、時局に鑑み宗教振興方策に関する件、3、北支布教に関する件、4、宗教団体法案に関する件、の四項提案理由の説明があり、三教代表の意見の発表があった。政府丸がかえの宗教政策であっても、キリスト者はその内容よりも神道、仏教と対等に取扱われたことを喜び『世界』は「各宗の協力によって東亜の樂土を建設—木戸文相出席の下に歴史的な三教代表協議会」という見出しで、この件を報道する。

この席で表明されたように、政府は再び宗教団体法を提出することとし、七月にその要項を発表する。新しい宗教団体法は、前回問題になった宗教教師の資格と教派、宗派、寺院、教会の規定を削除し、前回の八五条を三五条に簡略化している。組合教会の全般的傾向は、やむなしという姿勢で、むしろ法案への対応策をとろうとする。しかしそうした時流にも拘わらず、組教会理事、同教会宗教団体法研究委員委員長日能倅太郎は「宗教団体法案に就て。連盟当局並に基督教界の諸賢に臨む」を表わし、素直に問題点を指摘する。日能は、過去この法案が三度も議會を通過しなかったのは、法案が帝国憲法で保証されている信教の自由を妨げる故であったとし、現法案の問題点をあげ。そしてこの法案は改善の跡は見られるが、信教の自由に反する点は同じであると主張する。すなわち教団教会の設立と宗教行為、教義の宣布、儀式の執行に関するまで、政府官憲の認可を要すると規定するのは、政府が宗教信仰の内

面に立入ろうとするもので、信仰の自由に干渉するものである。基督教連盟はこうした問題点を、政府主催の宗教制度調査会に意見として述べるべきである。しかし連盟は、憲法違反も信教の自由をも省みず、この法案を通過させようとするのはどうしたことか。「苦し万一にも時局を顧念して此重大なる法案に妥協的態度を採るを可なりとしたものとせば以っての外の錯誤と謂ざるを得ない⁽⁷⁶⁾」。日能の批判は再度に及ぶが、こうした政府、体制批判は、この当時の組合教会では珍しいといえる。しかし宗教団体法は一九三九年四月に成立し、一九四〇年四月一日から実施に移される。

同年、九月二三日号『世界』には「今年の降誕祭について」が載せられ、クリスマスにも国民精神総動員の趣旨を「朗読」や「対話」に取入れるよう提案し、『教会音楽』に発表された津川主一「事変下の降誕祭準備」を転載する。津川はその中で充分に自粛せよ、冗費を除き、菓子賜物を廃し寄附せよ、日本的クリスマス音楽を求める等の意見を述べる。このようにクリスマスも戦時色に塗られていく。

この年注目すべき記事に基督教者の満州移住計画があり⁽⁷⁷⁾、教名の賛成意見が掲載される。こうした計画を受けて翌年の基督教連盟総会ではキリスト者の北支移住が決議される。

この年の論説は省略したが、一般的に兵士の犠牲的精神が礼讃され、滅私奉公がキリストの十字架の犠牲と同じである、と説いたものが目立った。

(ハ) 一九三九(昭和一四)年

紀元二六〇〇年を前にして、国民精神総動員連動が教会を激しく巻き込んでいく。巢鴨教会牧師田中重良の「八紘一字の精神と基督教⁽⁷⁸⁾」といった論説、投稿がより多くなる。その中で今泉真幸が「天地の公道——(祭政の一致)——と

題した論説は異色である。今泉は首相平沼騏一郎が「祭政の一致」を強調し、政治の根本は敬神にあると主張したことに対し、現代において政教分離が最善であると批判する。⁽⁷⁸⁾平沼の個人的見解に対してであるが、組合教会の指導者が時の為政者を批判した事は注目すべきことであろう。

同年一月にはA・T・の署名で竹内愛二が「日支事変と世界平和。ヴァン・デュウセン氏に與ふ」という投稿を載せる。ユニオン神学校長バン・デューセン (Herry VanDusen) が一九三八年一月一六日号『クリスチャン・センテリー』(Christian Century) に日本の軍事行動を論評したものに對する批判である。竹内の要約によると、バン・デューセンは日本が今不正な侵略戦をなしていることと、日本軍の残虐行為について批判し、中国は決して屈服しないだろうと述べる。中国をして戦わせよ。もしイギリス、アメリカが停戦や和平の仲裁をすれば、日本にとっては救いであろうが、中国にとっては危険である。竹内は以上のヴァン・デューセンの主張に対し、反省抜きで、欧米はどうかと反問する。むしろ欧米が中国の排日抗日運動を支え、中国も欧米を利用して、愛国心の燃焼の対象を日本に向けている。残虐行為も欧州大戦ではどうであったか。日本のしていることは、みな欧米のしたことである。日本は中国を侵略するのではなく、世界的共同社会の実現の一段階として、東亜共同体の建設に戦っている。⁽⁷⁹⁾

宗教団体法は、この年四月成立、翌年四月施行が決まり、同法案関係の記事は多く見ることが出来る。そのほとんどは教会の同法案への対応についてである。その中で、今泉真幸の「国家と宗教」と題する論説では、この法案の目的は政府が宗教を統制し、同時に「宗教団体を奨励し国策の線に沿ふて、民心作興の為に大に活動」させるのが目的であると述べて、次のようにいう。政府が宗教に無理解であると、宗教をただ国を治める道具として、民心を政府に向けるために利用しようとする。しかしこれは効果がないばかりか弊害が大きいとし、宗教団体法成立に際して、政

府の自重を要請する。⁽⁸⁰⁾

宗教団体法の実施に備えて、組合教会も一つの教団として認可されることを願ひ、第五五回組合教会総会（一〇月六〜九日。同志社。議長今泉真幸）においては「日本組合基督教団憲章。同細則」が可決される。これは主として宗教団体系の指定する形式に合わせて、従来の日本組合基督教会規約を改定したものである。

前年、組合教会会長に就任した畠中博は、この年七月の理事会に、過労のため会長の重責に耐えずとして辞表を提出し、理事会はそれを認め、総務理事芹野与太郎を会長に選り受け、この年から『世界』に設けられているコラム「眈々録」（筆者、京城教会牧師三井明）では、西尾、畠中の会長辞任を取りあげ、これらは「組合教会が求むべからざる会長制度を設置したことに対する天の配剤ではないか」と会長制を批判する。これは組合教会の底辺にあった意見の反映であろう。

総会では新たに今泉真幸を会長に選出した。「眈々録」は、新会長選出により過去二〇年にわたる西尾時代が終つたと述べ、西尾時代は、組合教会三元老（海老名弾正、小崎弘道、宮川経輝）等初代先駆者たちが「積極的放漫的伝道」の成果を守り育てた「消極的建設の時代」であったとして、新しい時代の発展を期待する。⁽⁸¹⁾

八月に「眈々録」は「人声馬語」と題し、『朝日新聞』の「天声人語」を攻撃する。「天声人語」は日本救世軍を在日イギリス軍救世軍とし、その組織の改革を要求し、イギリス的色彩を攻撃した。それに対してコラムは日本国内の真面目な宗教団体と社会事業に、このような暴言は許されないと批判し、宗教に関する限り、「天声人語」は「人声馬語」と改名せと述べる。⁽⁸²⁾ さらに同月「天声人語」が、すめらぎの道こそ宗門、宗派を越えた国民的大信仰、と述べたことに対して、次の三点をあげて批判する。「天声人語」が軍部と結託した報道をなし、救世軍や宗教学校を攻撃

して国内平和団体に対する挑戦をなし、すめらぎの道の信仰を鮮明化したことは、ジャーナリズムの任務放棄である。コラムではあるが、ジャーナリスト批判が直接的な形で出たのは、一九三〇年代『世界』で初めて最後であろう。こうした一連の批評は編集主幹が山口一郎から西原勇に変わったためで、このようなジャーナリズムの責任の自覚、批評が前の時代になかったのは惜しまれる。

この年九月二一日号より『世界』の題字に入っていたローマ字が削除される。編集後記では時代の影響ではないと弁明するが、時流に流されたのは確かであろう。

(ト)以降の歩み

さて、一九四〇（昭和一五）年には紀元二六〇〇年記念行事と、宗教団体法の施行、教会合同と日本基督教団の成立が主たるニュースとなって紙面をうめる。異色なものを二つあげよう。一つは、二六〇〇年記念修養会の分団協議席上で、出席者から「国体と基督教の関係について教へられることは幸である。しかしあまり度々繰り返されることにより、申訳的に聞えて青年達を迷はさせることがあってはならない」という批判がみられることである。いま一つは、京大大学学生榎本貴志雄の「東亜新秩序と基督教会―学生の立場から」と題する一文である。榎本は不安時代に生きるキリスト者学生の悩みを述べ「私達は、時局下の教会が伝道がし難い、財政困難とかいうことより更に深く基督者は今如何に生くべきかを共に悩んで頂きたかったのである」と教会を批判する。そして榎本は、京大医学部基督者会の一員として、中支医療班員となって中国各地を巡回した経験から、六、〇〇〇名の欧米からの宣教師が中国人の医療衛生を支えていると述べ、それに対し日本軍の周辺は、利権屋で占められていることを批判し、贖罪愛の精神をもって中国人への奉仕を説く。⁸⁶ 戦中の学生キリスト者の悩みと生き方を直視した好論文といえよう。

一九四一（昭和一六）年、日本基督教団が結成され、組合教会は同胞教会等と共に第三部を構成する。一九四二（昭和一七）年より『世界』は、標題はそのままであるが第二、第三、第四部機関誌となり、従来の性質が一変する。さらに同年九月二四日、第二六一〇号をもって終刊し『日本基督教教団新報』に統合をうけた。

結 び

以上が一九三〇年代の『基督教世界』にみられるキリスト教ジャーナリズムの主要な流れである。紹介しきれない多くの記事が残されているが、二、三の問題をあげて結びとしたい。

一、一九三〇年代におけるジャーナリズムとは一体何であったのか。クリスチャン・ジャーナリストたちもまた一般民衆の啓蒙活動に従事しては来たが、啓蒙内容は政府、軍部のお先棒をかつぐだけに終った。批判の姿勢は満州事変の当初だけであり、それも発禁処分後は徐々に軟化し、満州国の成立後は何らの批判を行わない。また論調の中には、強制されてやむを得ずというのではなく、自発的な協力なしにはここまで述べられない、と思われるものがほとんどである。絶えず論説を書き続けた今泉真幸、山口金作の考え方には、多くの問題を感じざるをえない。ジャーナリストの責任はもっと自由であり、仮に一方において政策への追従が強制されても、他方何らかの批判姿勢が要請されよう。しかし『世界』の場合は、双手をあげて政府と軍部に従った。

二、『世界』の論調を支えたものは、組合教会の指導者たちであった。今泉はもちろん、西尾幸太郎、畠中博、鈴木浩二、芹野与太郎、小崎道雄等の信仰、物の考え方が、教会を早くから戦争体制に迎合させた。そういう点で、彼らのリーダーシップそのものが問題であった。この時期の組合教会が現状維持的で、その意味で、不振といわれたこ

とに對し、時流に流されることによって、イニシャティブをとろうとしたことに問題がある。勿論日本の教会の體質として、政府に従順で、その政策に迎合する姿勢が、明治二〇年代の保守反動期以来残されていたのも、こうしたリーダーたちを時流にむかわせた一因であろう。またこうした組合教会の流れは、海老名、小崎、宮川らのリーダーシップと彼らの国家観に起因するものであり、明治初期からの教会体制が、一九三〇年代の国家体制への迎合となつたといえよう。

三、こうした組合教会の体制が政府への迎合となつたことの一因には、組合教会の神学がなかつたこと、また社会的行動も禁酒、禁煙、純潔、社会事業等の強調に終つたため、平和への努力や戦争批判に弱かつた。

四、一九三〇年代の教会は自己反省なきキリスト教であるといえよう。社会の腐敗を防ぐ塩の味を失つた福音が、いかに無力なものかを教えてくれる。

注

- (1) 『日本組合基督教会便覧』昭和六年度版による。
- (2) 和田信次「麗乗か修正か」『基督教世界』昭和二年二月一〇日号、同「三度宗教法案に就て」『基督教世界』昭和二年二月一七日号。
- (3) 『基督教世界』昭和三年一月八日号。
- (4) 大塚節治「危機神学とエミル・ブルンネル」および魚木忠一「近世新教神学思想発展の一考察―対論的神学への序論」『基督教研究』第五卷第一号（昭和二年）。
- (5) 『基督教世界』昭和四年一〇月一七日号。
- (6) 『日本組合基督教会便覧』昭和五年度版による。
- (7) 『基督教世界』昭和六年一月一九日号。
- (8) 『基督教世界』昭和六年二月一九日号。

- (9) 『基督教世界』昭和六年二月二四日号。
- (10) 『基督教世界』昭和七年二月一八日号。
- (11) 『基督教世界』昭和七年四月二八日号。
- (12) 「失業時代とわが社」高橋元一郎「組合教会と失業問題」『基督教世界』昭和五年六月二日号。大崎治郎「社会問題的物語」『基督教世界』昭和五年二月四日号。
- (13) 山内璋「ソウシャルセツルメントに就いて」『基督教世界』昭和五年七月三一日号より九月二五日号まで（六回連載、休載あり）。
- (14) 田中左右吉「何故の軍費か」昭和六年六月四日号。
- (15) 『基督教世界』昭和五年一月一六日より二月一三日号まで。
- (16) 『基督教世界』昭和六年一月二日号、二九日号、二月二日号。
- (17) 『基督教世界』昭和六年九月三日号から十一月一九日号まで（休載あり）。
- (18) 『基督教世界』昭和六年四月二日号から十一月二六日号まで（休載あり）。
- (19) 『基督教世界』昭和六年一〇月二九日号。
- (20) 『基督教世界』昭和七年一月一四日号。
- (21) 『基督教世界』昭和七年四月二八日号。
- (22) 『基督教世界』昭和七年五月二日号。
- (23) 『基督教世界』昭和七年八月二五日号。
- (24) 『基督教世界』昭和五年一月三〇日号、二月六日号。
- (25) 『基督教世界』昭和五年二月一三日号。
- (26) 『基督教世界』昭和五年五月一日号。
- (27) 『基督教世界』昭和五年五月二九日号。
- (28) 海老沢亮『日本キリスト教百年史』二二二頁。
- (28) 海老沢亮『日本キリスト教百年史』二二二頁。
- (30) 『基督教世界』昭和五年一〇月二日号。
- (31) 『基督教世界』昭和五年一月六日号。
- (32) 芹野与太郎「テストされつつある現代基督教」『基督教世界』昭和五年一月六日号。

- (33) をさはる・びぜん「基督者学生青年会宣言文への疑問」『基督教世界』昭和五年一月二〇日号。
- (34) 『基督教世界』昭和五年一月二七日号。
- (35) 『基督教世界』昭和五年二月一日日号。
- (36) 『基督教世界』昭和六年七月三〇日号。
- (37) 『基督教世界』昭和六年八月二三日号。
- (38) 『基督教世界』昭和六年九月三日号。
- (39) 青山武雄「福音的コントラ社会的福音—大下氏に対する疑問—」『基督教世界』昭和六年九月一〇日号。
- (40) 菅原菊三「大下君に答う—福音主義から社会的基督教に—」『基督教世界』昭和六年二月二日号。
- (41) 『基督教世界』昭和六年二月一七日号。
- (42) 大下角一「危機神学の理解」『基督教世界』昭和七年三月一〇日号、同一七日号、五月一九日号、同二六日号。菅原菊三「基督教は何処を支持すべき乎—」『基督教世界』昭和七年六月九日号。菅原菊三「バルト神学は更に発展した」(四回連載)『基督教世界』昭和八年九月七日号から二八日号まで。
- (43) 『基督教世界』昭和九年九月二三日号。
- (44) 『基督教世界』昭和九年一月八日号。
- (45) 『基督教世界』昭和九年一月一五日号。
- (46) 「(前文省略) 一、人の権利と機会と平等。二、人種及び民族の無差別待遇。三、婚姻の神聖、貞操に対する男女同等の責任。家庭生活の保護。四、女子の教育、社会、政治及び産業界における位置の改善。五、児童人格の尊重。少年労働の禁止。六、日曜日の公休法の制定(賃金の支給を予期す)。七、公娼制度の廃止、及び之に類する営業の徹底的取締。八、国民的禁酒の促進。九、最低賃金法、小作法、社会保険法、国民保健に関する立法の完備と施設。一〇、生産及び消費に関する協同組合の奨励。一一、傭人、被傭人の間に適当なる協調機関の設置。一二、労働者教育の普及及び徹底。合理的労働時間の制定。一三、所得税及び相続税の高率の累進法の制定。一四、軍備縮少、仲裁々判の確立。無戦世界の実現。以上。一九二八年二月、基督教連盟第六回総会決議」。(海老沢亮『日本キリスト教百年史』二〇五頁)。
- (47) 『基督教世界』昭和九年四月一九、二六日号。
- (48) 『基督教世界』昭和九年一月二日号。
- (49) 一九三四(昭和九年)の統計による信徒数は、日本基督教会五一、〇三四、日本メソジスト教会三四、四五七、日本組合教会三一、一四七、

日本聖公会二七、四五七で組合教会は三位となる。(加藤邦雄他『プロテスタント百年史研究』一一四頁)。官沢の数字は一九三〇年のものと思はれる。

- (50) 『基督教世界』昭和一〇年二月二八日号。
- (51) 『基督教世界』昭和一〇年三月一四日号。
- (52) 『基督教世界』昭和一〇年八月一五日号。
- (53) 『基督教世界』昭和一〇年一〇月一〇日号。
- (54) 「日本ミッションの組織改革の具体化」『基督教世界』昭和一〇年七月四日号。
- (55) 「日本組合基督教教会及アメリカン・ボールド間に於ける伝道事業に関する協定案」『基督教世界』昭和一〇年一〇月一七日号。
- (56) 『基督教世界』昭和一一年八月一三日号。
- (57) 『基督教世界』昭和一一年八月二七日号。
- (58) 『基督教世界』昭和一一年二月三日号。
- (59) 『基督教世界』昭和一一年九月一〇日号、一七日号。
- (60) 『第五二回日本組合基督教教会総会記録』(昭和一一年度)、一三三頁。
- (61) 高橋信一「機構改善の根本的考察」『基督教世界』昭和一一年五月二八日号。
- (62) 『第五二回日本組合基督教教会総会記録』(昭和一一年度)、一九八頁。
- (63) 『基督教世界』昭和一一年二月一七日号。
- (64) 『基督教世界』昭和一一年一月二二日号より二月一一日号まで。
- (65) 「今次事変に際し我等は政府声明の趣旨を体し協同一致、報公の誠を效さんことを期す。我等は特に此秋に於て(一)国民精神の作興を図るに方り、我等基督教者の責任軽からざるを思い一尺の努力を為し、(二)我が皇軍将兵の労苦に對し謝意を表する為め慰問事業を開始し、(三)最少限度の犠牲を以つて一日も早く時難の解決せられんことを希ひ、(四)是を一期として永続的親善関係の確実に建設せられんことを望み、切に全国基督教者の熱誠なる祈を要望する者である。昭和一二年七月二二日日本基督教連盟」『基督教世界』昭和一二年七月二九日号。
- (66) 『基督教世界』昭和一二年八月一九日号。
- (67) 『基督教世界』昭和一二年九月二三日号。
- (68) 岩井義男「事変と基督教」『基督教世界』昭和一二年九月二三日号。

- (69) 『基督教世界』 昭和二年二月一六日号。
- (70) 『基督教世界』 昭和二年一月四日号。
- (71) 『基督教世界』 昭和三年二月二四日号。
- (72) 和田洋一「抵抗の問題」『戦時下抵抗の研究』Ⅰ、三〇頁。
- (73) 小山憲佐「日本国民と基督教」『基督教世界』 昭和二年二月九日号。
- (74) 『基督教世界』 昭和三年四月七日号。
- (75) 『基督教世界』 昭和三年二月一日号。
- (76) 川瀬勇「支那事変と日本基督教徒の使命」『基督教世界』 昭和十三年二月一〇日号。「基督教者の北支移民計画」『基督教世界』 昭和十三年三月一七日号。
- 三月三日号。大賀芳滋「基督教者の北支移民計画について」『基督教世界』 昭和十三年三月一七日号。
- (77) 『基督教世界』 昭和十四年六月二九日号。
- (78) 『基督教世界』 昭和十四年一月二六日号。
- (79) 『基督教世界』 昭和十四年九月二八日号。
- (80) 『基督教世界』 昭和十四年八月二四日号。
- (81) 『基督教世界』 昭和十四年一月二日号。
- (82) 『基督教世界』 昭和十四年八月一〇日号。
- (83) 『基督教世界』 昭和十四年八月三一日号。
- (84) 『基督教世界』 昭和十五年一月二五日号。
- (85) 『基督教世界』 昭和十五年四月一〇日号。
- (86) 『基督教世界』 昭和十五年四月一〇日号。